

【機密性 2】

事前確認公募公告

次のとおり、契約の相手方を公募します。

令和6年10月28日

独立行政法人労働者健康安全機構
大阪労災病院契約担当役 院長 平松 直樹

1 公募内容

- (1) 調 達 件 名 タクシー乗車券使用契約業務
- (2) 業 務 内 容 別添仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 事 業 の 趣 旨 大阪労災病院が所在する堺市を拠点とし、職員の業務及び外部での急務発生時の職員の安全かつ速やかな人員等の運送を目的としたタクシー乗車券使用契約業務。

2 公募に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 当機構から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和4・5・6年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）にて、業種区分「役務の提供」A、B、C又はDの等級に格付され、近畿地方の競争参加資格を有する者であること。

3 応募条件

- (1) 堺市及び周辺市町村でタクシー乗車券が使用できること。なお、契約条件については、下記のもののほかは、公募説明書、契約書（案）、仕様書（案）のとおりとする。
- (2) 本役務契約に係る事務手数料について、当院の負担が一切無いこと。（料金後払いタクシー乗車券の請求も含む。）
- (3) 料金後払いタクシー乗車券が使用できること。
- (4) 7営業日以内に当院が必要とする料金後払いタクシー乗車券が納入可能なこと。
- (5) 当院の使用目的に応じて分割したタクシー料金請求書（枝番等で管理すること。）を月初めから月末締切で、原則として翌月の10日までに、利用したタクシー乗車券及び明細書を請求書に添付のうえ提出可能であること。また、支払は銀行等口座振込とすること

4 公募説明書の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

令和6年10月28日（月）から令和6年11月26日（火）までの9時から17時まで（午前12時から午後13時までを除く。）とする。土日祝日を除く。

【機密性 2】

(2) 配付場所

大阪労災病院会計課契約係

5 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、契約を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和6年11月26日(火) 17時まで
- (2) 意思表示先 大阪労災病院会計課契約係 担当 野口
- (3) 意思表示方法 郵送又はFAX
- (4) 意思表示様式 別紙様式(別紙1)

6 その他

- (1) 公募の結果、上記2及び3に掲げた条件を満たし上記5による意思表示を行った全ての者と契約することとする。但し、タクシー乗車券使用を確約するものではない。

【問い合わせ連絡先】

住 所：〒591-8025 堺市北区長曾根町1179番地3 大阪労災病院

担 当： 会計課契約係 野口 電話：072-255-7403 FAX：072-255-3349